

改葬許可申請の事務処理について

平成30年5月1日作成

「法」・・・墓地、埋葬等に関する法律

「規則」・・・墓地、埋葬等に関する法律施行規則

「改葬」・・・墓に埋葬した死体や収蔵した焼骨を、他の墓に移すこと。（法第2条第3項）

1. 必要書類について（規則第2条第1項および第2項）

改葬許可申請書

別紙①参照

現在の墓地の埋葬（収蔵）証明

改葬許可申請書の中に証明欄を設けています。墓地により別紙でも可

改葬先の墓地の受入証明

受入証明が無い場合、墓地の使用許可証または権利証のコピーも可

現在の墓地の使用者からの委任状

申請者が現在の墓地の使用者（＝墓地の所有者）以外の場合に必要。別添②参照

申請者の本人確認書類

運転免許証・マイナンバーカード・健康保険資格確認書等を提示。郵送の場合、コピー可

返信用の封筒

郵送の場合必要。110円切手を貼って自宅住所を記入してもらう。

現地確認用の地図（見取図）

申請の際には、現在の墓地の写真及び地図若しくは見取図を提出してもらう。

市で保管の住宅地図等に場所を示してもらうことでも可とする。

※従前、死亡者の除籍謄本を必要としていたが、今後は不要とする。（埋葬の段階で、既に確認が行われていると判断するため）また、続柄等について確認用の謄本も不要とする。

市としては必要ないが、改葬先が続柄や親族等かを判断するために戸籍が必要といわれる場合がある旨を伝える必要はある。

2. 申請書の記載について

別添①の記載例を参照のこと（申請書の内容は、規則第2条第1項に基づく）

複数体の申請の場合、別添①の記載例を参照のこと

（申請書の内容は、規則第2条第1項に基づく）

3. 改葬手続の申請者について

原則、現在の墓地の使用者（＝墓地の所有者）が申請者となる。

現在の墓地の使用者（＝墓地の所有者）以外の者が申請者となる場合は、別添②の委任状を添付すること（別添②の委任状は、規則第2条第2項第2号に基づく承諾書のこと）

4. 埋葬の事実確認について

□管理者（自治会長・寺の住職さん等）による証明が可能な場合 → 不要

□管理者のない墓の場合

→ 第三者（使用者の配偶者・親族・隣人等）による証明が可能な場合 → 不要

→ 第三者（使用者の配偶者・親族・隣人等）による証明が困難な場合 → 必要

※管理者のない墓の場合、現在の墓地の使用者（＝墓地の所有者）以外の第三者による証明を依頼する。（規則第2条第2項第1号カッコ書きの規定＝市長が必要と認める書類）

※管理者のいない墓で第三者による証明が困難な場合は、市担当者と申請者で、日程調整をした後に、埋葬の事実の確認をおこなう。この場合、証明欄の証明者は申請者とし、横の空白に事実確認した日付と担当者名を記入する。（規則第2条第2項第1号カッコ書きの規定＝市長が必要と認める書類）

5. 証明書の発行について

□上記1～4について確認ができれば、申請書をコピーし原本をこちらの控えとする。

コピーに市長印を押印し、改葬許可書として発行する。

□「申請書 別紙」をつけての申請の場合、「申請書」と「申請書 別紙」はホッチキス止めの後、割印してから発行すること。（契印機の場合は割印はいりません）

□埋葬確認が不要な場合、即日発行も可。現地確認が必要な場合、速やかに確認し発行する。

□発行にあたっては、複数名で十分に内容を確認すること。

6. 相談事例

◎ A墓の中に宍粟太郎さんの焼骨が収蔵されている場合で…

①宍粟太郎さんの焼骨の全部をB墓に移す

→ A墓のある場所の市役所が発行する「改葬許可書」が必要（法第5条第1項および第2項）

②宍粟太郎さんの焼骨の一部をB墓に移す

→ A墓の墓地管理者が発行する「埋葬(収蔵)証明」が必要（規則第5条第1項および第2項）

③宍粟太郎さんの焼骨を全部取り出し、自宅に保管して供養していく

→ 墓地管理者に焼骨を取り出すことを伝え、承諾をもらう。（墓地によっては口頭でなく、申請書等が必要になる。）

④宍粟太郎さんの焼骨を全部取り出し、海（山）へ、撒骨する

→ 宍粟市ではこの場合、改葬にあたらないと考えるため、許可を発行しない。（平成24年5月起案・別添③参照）

そのため墓地管理者に焼骨を取り出すことを伝え、承諾をもらう。（墓地によっては口頭でなく、申請書等が必要になる。）

日本の法律上撒骨に関する規定が無く、節度をもって行われる限り罰せられることはないと思われるが、十分配慮いただく。

◎ 宍粟太郎さんの焼骨を保管している場合で…

⑤宍粟太郎さんの焼骨を新しく建てたC墓に収蔵する

→ 火葬した際に受領している「埋火葬許可（火葬証明を兼ねた分）」が必要（法第14条第1項および第2項、規則第8条）

⑥宍粟太郎さんの焼骨を新しく建てたC墓に収蔵するのだが、「埋火葬許可（火葬証明を兼ねた分）」を紛失している

→ 市民係で「埋火葬許可の発行済証明書」の発行が過去10年分であれば可能。

ただし、この証明書は火葬証明を兼ねているわけではないため、その点に注意のこと。

（火葬証明を兼ねていない「埋火葬許可の発行済証明書」では、原則、遺骨を収蔵してくれないと思われる。この場合、別途「火葬証明」を生活衛生課へ申請してもらうこと。）上記の理由から「埋火葬許可の発行済証明書」の申請には火葬証明の添付が必要とするなど、生活衛生課と調整したほうがよいかと考える。

◎ 宍粟太郎さんを火葬する段階で、兄弟それぞれで分骨することが決まっている場合で…

⑦宍粟太郎さんの焼骨を、宍粟次郎さんがD墓、宍粟三郎さんがE墓に納骨する場合

→火葬場で一方に「埋火葬許可（「火葬証明」を兼ねた分）」、もう一方に「分骨証明」を発行することが適當かと考える。（規則第5条第3項）

現在、宍粟市ではこのケースに対応していないように思われる。検討が必要。